

新見市選管告示第43号

新見市議会議員一般選挙に係る選挙時登録の被登録資格の
決定基準日、登録日を定めることについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づき、令和7年4月13日執行の新見市議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日に供する期間を次のとおり定める。

令和6年10月1日

新見市選挙管理委員会
委員長 小村 幸 男



- 1 被登録資格の決定の基準となる日
令和7年4月5日
ただし、年齢については、選挙期日をもって算定する。
- 2 登録を行う日
令和7年4月5日